

令和 4 年度大学入学選抜における受験機会の更なる確保について、文部科学省より各国公私立大学へ依頼された内容をお知らせします。

①大学入学共通テストを課している大学について、大学入学共通テストの本試験・追試験のいずれも受験できなかった受験生に、個別学力検査、調査書等により合否判定を実施する。

②出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験、別日程のいずれも受験できなかった受験生で、大学入学共通テストを受験している場合に、大学入学共通テスト、調査書等により合否判定を実施する。

③出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験、別日程のいずれも受験できなかった受験生で、大学入学共通テストの本試験、追試験のいずれも受験できなかった受験生に、再度の追試験を設定し、個別学力検査を実施するか、受験生本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書、小論文、面接、調査書などを組み合わせた選抜を実施する。

この場合、対象となる再度の追試験を3月26日以降に実施し、入学時期が4月1日以降になることもあり得る。

自分の受験する大学において、相談窓口が設置されますので、各自が確認して下さい。